

平成 28 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成 28 年度過重労働解消キャンペーン（11 月）の間に、7,014 事業場に対し重点監督を実施し、4,711 事業場（全体の 67.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 2,773 事業場、賃金不払残業があったものが 459 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 728 事業場であった。

表 1 重点監督実施件数等

業種		重点監督実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数 (注 2)	主な違反事項		
				労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止 対策 (注 5)
合計		7,014 (100.0%)	4,711 (67.2%)	2,773 (39.5%)	459 (6.5%)	728 (10.4%)
主な業種	製造業	1,845 (26.3%)	1,255 (68.0%)	787	95	161
	建設業	718 (10.2%)	387 (53.9%)	198	40	34
	運輸交通業	1,072 (15.3%)	798 (74.4%)	525	59	117
	商業	994 (14.2%)	673 (67.7%)	400	83	138
	保健衛生業	347 (4.9%)	295 (85.0%)	148	43	44
	接客娯楽業	487 (6.9%)	391 (80.3%)	255	44	99
	その他の事業	931 (13.3%)	543 (58.3%)	279	50	77

(注 1) 主な業種は監督指導実施事業場数が 300 を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注 3) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行わせているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの] の件数を計上している。

(注 4) 労働基準法第 37 条違反 (割増賃金) のうち、賃金不払残業の件数を計上している [計算誤り等は含まない]。

(注 5) 労働安全衛生法第 18 条違反 [衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの等]、労働安全衛生法第 66 条違反 [健康診断を行っていないもの] 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの] を計上している。

表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
7,014	1,454 (20.7%)	2,330 (33.2%)	1,095 (15.6%)	953 (13.6%)	846 (12.1%)	336 (4.8%)

表 3 企業規模別でみた場合の重点監督実施件数

企業規模別でみた場合の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
7,014	546 (7.8%)	930 (13.3%)	583 (8.3%)	762 (10.9%)	1,287 (18.3%)	2,906 (41.4%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導実施事業場のうち、5,269 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	月 45 時間以内への削減（注 4）	月 80 時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注 5）
5, 269	537	773	1, 953	3, 299	199

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者または 1 月 100 時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注 5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組みなどを、あらかじめ定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

監督指導実施事業場のうち、889 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（労働時間適正把握基準）（※）に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

（※）平成 29 年 1 月 20 日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（別添「参考資料」参照）を新たに策定（労働時間適正把握基準は同日付で廃止）

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2 (1)）（注 2）	自己申告制による場合（注）			管理者の責務（基準 2 (5)）（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2 (6)）（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2 (3) 7）	実態調査の実施（基準 2 (3) 4）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2 (3) 9）		
889	531	145	394	73	29	1

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握基準のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導において把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった監督を実施した 2, 773 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、1, 756 事業場で 1 か月 80 時間を、うち 1, 196 事業場で 1 か月 100 時間を、うち 257 事業場で 1 か月 150 時間を、うち 52 事業場で 1 か月 200 時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45 時間以下	45 時間超 80 時間以下	80 時間超 100 時間以下	100 時間超 150 時間以下	150 時間超 200 時間以下	200 時間超
480	537	560	939	205	52

(2) 労働時間の管理方法

重点監督実施事業場における労働時間の管理方法を確認したところ、716 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、2,392 事業場でタイムカードを基礎に確認し、1,363 事業場で IC カード、ID カードを基礎に確認し、2,534 事業場で自己申告制により確認し、1,567 事業場でその他の方法により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表 7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注 1）			自己申告制 （注 2）	その他 （注 2）
使用者が自ら現認 （注 2）	タイムカードを基礎 （注 2）	IC カード、ID カードを基礎 （注 2）		
716	2,392	1,363	2,534	1,567

（注 1）労働時間適正把握基準に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注 2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複があり得る。

【参考】前年度の「過重労働解消キャンペーン」重点監督の実施結果との比較

事項		年	
		平成 28 年 11 月	平成 27 年 11 月
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	7,014	5,031
	うち、労働基準法などの法令違反あり	4,711 (67.2%)	3,718 (73.9%)
主な違反内容	1 違法な時間外・休日労働があったもの	2,773 (39.5%)	2,311 (45.9%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が		
	1 か月当たり 80 時間を超えるもの	1,756 (63.3%)	1,093 (47.3%)
	1 か月当たり 100 時間を超えるもの	1,196 (43.1%)	799 (34.6%)
	1 か月当たり 150 時間を超えるもの	257 (9.3%)	153 (6.6%)
	1 か月当たり 200 時間を超えるもの	52 (1.9%)	38 (1.6%)
	2 賃金不払残業があったもの	459 (6.5%)	509 (10.1%)
主な健康障害防止に関する指導の状況	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	728 (10.4%)	675 (13.4%)
	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分のため改善を指導したもの	5,269 (75.1%)	2,977 (59.2%)
	うち、時間外労働を 80 時間以内に削減するよう指導したもの	3,299 (62.6%)	1,772 (59.5%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	889 (12.7%)	1,003 (19.9%)